

Ⅲ 訪日外国人消費動向調査結果（平成 28 年）

標本設計の概要	71
集計表の利用上の注意	71
調査票選択肢の定義と具体例	73

<集計表>

【全目的】

第 1 表	
国籍・地域別 回答者属性および旅行内容	78
第 2 表	
居住地別 回答者属性および旅行内容	90
第 3 表	
訪問地別 回答者属性および旅行内容	102
第 4 表	
国籍・地域別 費目別購入率および購入者単価	132
第 5 表	
居住地別 費目別購入率および購入者単価	136
第 6 表	
国籍・地域別 1 人 1 回当たり旅行消費単価	140
第 7 表	
居住地別 1 人 1 回当たり旅行消費単価	148
第 8 表	
訪問地別 1 人 1 回当たり旅行消費単価	156
第 9 表	
国籍・地域別 平均泊数	176
第 10 表	
訪問地別 平均泊数	184
第 11 表	
国籍・地域別 消費税に係る免税手続き実施状況	204
第 12 表	
国籍・地域別 都道府県別訪問率	208
参考表 1	
国籍・地域別 1 人 1 回当たり旅行消費単価 (パッケージツアー参加費内訳含む)	212
参考表 2	
国籍・地域別 訪日旅行に関する意識 (満足度など)	220

【観光・レジャー目的】

参考表 3	
国籍・地域別 回答者属性および旅行内容	236
参考表 4	
国籍・地域別 費目別購入率および購入者単価	244
参考表 5	
国籍・地域別 平均泊数	248
参考表 6	
国籍・地域別 1 人 1 回当たり旅行消費単価 (パッケージツアー参加費内訳含む)	256
参考表 7	
国籍・地域別 都道府県別訪問率	260
参考表 8	
国籍・地域別 訪日旅行に関する意識 (満足度など)	268

【業務目的】

参考表 9	
国籍・地域別 回答者属性および旅行内容	284
参考表 10	
国籍・地域別 費目別購入率および購入者単価	292
参考表 11	
国籍・地域別 平均泊数	296
参考表 12	
国籍・地域別 1 人 1 回当たり旅行消費単価 (パッケージツアー参加費内訳含む)	304

【滞在日数 90 日以内】

参考表 13	
国籍・地域別 回答者属性および旅行内容	312
参考表 14	
国籍・地域別 費目別購入率および購入者単価	320
参考表 15	
国籍・地域別 平均泊数	324
参考表 16	
国籍・地域別 1 人 1 回当たり旅行消費単価 (パッケージツアー参加費内訳含む)	332

<調査票>

日本語・英語・韓国語・中国語 (繁体字・簡体字)

標本設計の概要

(1) 基本的な考え方

本調査は、空海港の国際線ターミナル搭乗待合ロビーにおいて日本を出国する訪日外国人を対象とした聞き取り調査であり、有意抽出法に該当する。したがって、調査から得られた結果の性質を理論的に評価することはできない。しかし、可能な限り調査結果を母集団の持つ性質に近づけるため、無作為抽出法で用いられる標本設計の手法を適用して標本サイズを決定する。

(2) 母集団、層化及び抽出方法

標本設計においては、法務省「出入国管理統計」の外国人出国者数（再入国等を除く）のうち、調査地点である18空海港からの出国者数を母集団とする。

訪日外国人の国籍・地域により層化を行い、各層において独立に標本抽出を行う。旅行総支出（韓国・台湾・中国については買物代）の平均値を推定値とし、層毎の目標精度（平均値の標準誤差率）を下表のように定める。この目標精度を達成するために必要な標本サイズを、平成25年調査結果を用いて国籍・地域毎に導出した。各調査港へは、前年同期の外国人出国者数に比例して割り当てた。

表 国籍・地域毎の目標精度

市場規模および政策的観点からの分類	該当する国籍・地域	目標精度 (平均値の標準誤差率)	
		旅行総支出	買物代
年間100万人以上の重点市場	韓国・台湾・中国	3.0%	5.0%
年間50万人以上の重点市場	香港・米国	5.0%	設定なし
年間20万人以上の重点市場	タイ・オーストラリア		
年間20万人未満の重点市場	シンガポール・マレーシア・インドネシア・英国・ドイツ・フランス・カナダ	7.5%	設定なし
平成27年度追加重点市場	フィリピン・ベトナム・インド・イタリア・スペイン・ロシア	10.0%	
その他	その他		

集計表の利用上の注意

(1) ウェイトバック集計の実施

年次報告書の集計表では、四半期別および国籍・地域別にウェイトバック集計を行っている。

第1に、本調査は国籍・地域毎に回収目標数の抽出率が異なるため、母集団構成に合わせることを目的として国籍・地域別ウェイトバック集計を行った。具体的には、国籍・地域別の集計表における『全体』列に係る集計値について、20の国籍・地域と「その他の国籍・地域」の計21区分の訪日外客数を元に重み付けを行って算出している（ただし、回答数は21区分のものを単純に加算した数値を掲載している）。当該ウェイトバック集計の算出式は次の通りである。

$$X = \frac{\sum_i x_i N_i}{\sum_i N_i}$$

X : 全体（全国籍・地域）の統計値
 x_i : 国籍・地域 i の統計値
 N_i : 国籍・地域 i の訪日外客数

なお、居住地別や主な宿泊地別のウェイトバック集計は行っていないため、第2表、第3表、第5表、第7表、第8表、第10表では『全体』列の表記がない点に留意されたい。

第2に、本調査は四半期毎に調査を実施して集計表を作成しているが、四半期毎に目標回収数の抽出率が異なるため、暦年集計表の作成にあたっては全表において四半期別ウェイトバック集計を行った（ただし、回答数は4四半期のものを単純に加算した数値を掲載している）。

(2) 旅行支出額の円換算方法

旅行支出については、円または自国の通貨で調査し、原則としてIMF（国際通貨基金）公表の日次データによる調査期間中平均値を用いて円換算した。但し、IMFにデータがない通貨のうち、ニュー台湾ドルおよび香港

ドルについてはFRB(連邦準備制度理事会)、ドン(ベトナム通貨)については財務省貿易統計の資料を基に円換算を作成した。

(3) 平成27年以降の変更点

平成27年1-3月期より調査設計ならびに調査票を一部変更した。変更点は下記に示す通りである。

○調査地点(空海港)の追加

従来11空海港に加え、函館空港、小松空港、富士山静岡空港、関門(下関)港、厳原港、鹿児島空港を新たに追加するとともに、新潟空港での調査を再開した。

○調査対象(国籍・地域)の追加

従来18国籍・地域に加え、イタリアおよびスペインを追加した。

○目標回答数の拡充

四半期当たりの目標回答数を、従来の6,600人から9,710人に拡充した。

○目標精度の変更

従来「旅行総支出」の目標精度を設定しているが、韓国、台湾、中国については「買物代」の目標精度を併設した。

○調査票の変更

新たに追加した設問は以下の通り。

- 設問D2: ツアー商品や往復航空(船舶)券の申し込み方法
- 設問D3: ツアー商品や往復航空(船舶)券の手配時期
- 設問E: 訪問地毎の宿泊施設種類および支出金額(訪問地には出入国空海港を含めた)
- 設問J5: 一番満足した飲食の名称と満足した理由
- 設問J7: 世帯年収

また、調査を取りやめた設問は以下の通り。

- 主な宿泊地における費目別旅行中支出(旧調査票の設問F4)
- 旅行出発前に支払った宿泊料金およびJR Pass 料金(旧調査票の設問E2)

(4) その他の注意点

回答数の小さい数値については、取り扱いに留意されたい。

調査結果中の合計値は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

一部に無回答データが存在することから、合計値と内訳の積算値は必ずしも一致しない。

調査票選択肢の定義と具体例

(1) 設問 C 4 買物場所

百貨店・デパート

原則として百貨店協会加盟の店舗

家電量販店

PC やカメラ、電気製品を専門に販売する店舗

ファッション専門店

服・鞆・靴・アクセサリ・高級腕時計などを専門に販売する店舗

100円ショップ

店内の商品を原則として1点100日本円均一で販売する形態の小売店

高速道路のSA・道の駅

高速道路のサービスエリア(SA)やパーキングエリア(PA)、国土交通省に登録されている「道の駅」

観光地の土産店

観光地内にある小売店

宿泊施設

旅館・ホテル等の館内に併設されている土産店

スーパーマーケット

高頻度に消費される食料品や日用品などをセルフサービスで短時間に買えるようにした小売店舗

コンビニエンスストア

年中無休で長時間の営業を行い、小規模な店舗において主に食品、日用雑貨など多数の品種を扱う形態の小売店

ドラッグストア

医薬品や化粧品、トイレタリーを中心とし、併せて日用品や文房具、食料品などを取扱う店舗

ディスカウントストア

一時的なセールではなく常に低価格で商品を提供する安売り店舗で、一般的には生鮮食料品を除く生活用品を総合的に取り扱う

アウトレットモール

「メーカー品」(通常、メーカーのブランド名を表示したもの)や、「高級ブランド品」(通常、百貨店などで高額でも購入者がつき、販売可能なもの)を低価格で販売する複数のアウトレット店舗を一箇所に集めモールを形成したショッピングセンター

都心の複合商業施設

都心部に立地し、商業施設や飲食施設、映画館、遊技場などの娯楽施設などが一体的に整備された施設

その他ショッピングセンター

複数の小売店舗が入居する商業施設で、上記の買物場所に当てはまらないもの

鉄道駅構内の店舗

駅構内にある小型売店

注) 駅ビルは「百貨店・デパート」に含まれる。

空港の免税店

空港の制限区域内にあるブランドショップ

その他

上記に当てはまらない買物場所(書店、CD・DVD・レコード販売店、家具屋、観光施設内にある店舗、アンテナショップ、郵便局、質屋・金券ショップなど)

(2) 設問 F 支出費目

a. 宿泊料金

ホテル、旅館、国民宿舎、モーテル、簡易宿泊所、ベッドハウス、山小屋、下宿屋、会員宿泊所、共済組合宿泊所、保養所、ユースホステル、リゾートクラブ、合宿所、長期滞在者の家賃、京町家での宿泊料金（賃貸借契約を結ぶ形式のもの）

注) 日本訪問前にインターネット等で決済したものを含む。日本国外で宿泊した分の料金は含まれない。設問Dのパッケージツアー料金に含まれる宿泊料金は含まれない。

b. 飲食費

食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、飲食系の移動販売（その場で調理を行うもの）、配達飲食サービス

注) 設問Dのパッケージツアー料金に含まれる飲食費は含まれない。作り置きのお弁当類を購入した場合には e2. その他食料品・飲料・酒・たばこに分類。

c. 交通費

c1. 航空

飛行機（日本国内の移動のみ）

注) 設問Dのパッケージツアー料金に含まれる交通費は含まれない。外国と日本との間の航空運賃は含まれない。

C2. Japan Rail Pass

JR グループ各社が外国人旅行者向けに提供している特別企画乗車券

注) 日本訪問前に予め購入する必要がある「Japan Rail Pass」に加え、日本国内で購入可能な外国人旅行者向けの JR 特別企画乗車券を含む。設問Dのパッケージツアー料金に含まれる交通費は含まれない。

c3. 新幹線・鉄道・地下鉄・モノレール

JR、鉄道、路面電車、地下鉄、モノレール、案内軌条式鉄道（ゆりかもめなど）、鋼索鉄道（ケーブルカー）、交通系電子マネーのカード購入費

注) 設問Dのパッケージツアー料金に含まれる交通費は含まれない。

c4. バス・タクシー

乗合バス（路線バス）、貸切バス（団体観光バスなど）、ハイヤー、タクシー

注) 設問Dのパッケージツアー料金に含まれる交通費は含まれない。

c5. レンタカー

レンタカー、自動車リース

注) 設問Dのパッケージツアー料金に含まれる交通費は含まれない。ガソリン代や有料道路料金は c6. その他交通費に分類。

c6. その他交通費

船舶（日本国内の移動のみ）、高速道路、高速道路料金、有料道路料金、有料橋料金、有料トンネル料金、有料駐車場、ガソリン

注) 設問Dのパッケージツアー料金に含まれる交通費は含まれない。外国と日本との間の船舶運賃は含まれない。貸ボート、遊漁船業は d6. その他娯楽サービス費に分類。

d. 娯楽サービス費

d1. 現地ツアー・観光ガイド

日本国内での現地ツアー催行、観光案内（ガイド）

注) 設問Dのパッケージツアー料金に含まれる娯楽サービス費は含まれない。

d2. ゴルフ場・テーマパーク

次の施設利用料：ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニス場、フィットネスクラ

ブ、プール、アイススケート場、テーマパーク、遊園地、公園

注) 設問Dのパッケージツアー料金に含まれる娯楽サービス費は含まれない。

d3. 舞台鑑賞・スポーツ観戦

次のチケット料金：音楽コンサート、演劇、歌舞伎、寄席、相撲興行場、ボクシング場、野球場（プロ野球興行用）、プロレス

注) 設問Dのパッケージツアー料金に含まれる娯楽サービス費は含まれない。

d4. 美術館・博物館・動物園・水族館

次の入場料：美術館、博物館、動物園、植物園、水族館、公民館、図書館

注) 設問Dのパッケージツアー料金に含まれる娯楽サービス費は含まれない。

d5. スキーリフト・スキー用品レンタル

索道（スキーリフト）の利用料金

以下のレンタル料：スキーウェア、スキー板、スノーボード板、スケート靴など

注) 設問Dのパッケージツアー料金に含まれる娯楽サービス費は含まれない。

d6. その他娯楽サービス費

映画館、競輪場、競馬場、モータボート競走場、小型自動車競走場、ビリヤード場、囲碁・将棋所、マージャンクラブ、パチンコホール、ゲームセンター、ダンスホール、マリーナ、遊漁船、芸妓（げいぎ）、カラオケボックス業、場外馬券売場、場外車券売場、釣堀業

以下のレンタル料：スポーツ用品、スケート靴、自転車（レンタサイクル）、テント、ヨット、モータボート、衣装、ビデオ、本、医療・福祉用具

注) 設問Dのパッケージツアー料金に含まれる娯楽サービス費は含まれない。

e. 買物代

e1. 菓子類

キャラメル、ドロップ、キャンデー、チョコレート、チューインガム、焼菓子、ビスケット、米菓、和生菓子、洋生菓子、スナック菓子、その他菓子類

e2. その他食料品・飲料・酒・たばこ

・菓子類を除く食料品全般：野菜、果物、豆類、いも類、卵、魚介類、肉類、缶詰・瓶詰、乳製品、冷凍食品、食用油、精米、乾めん、即席めん、マカロニ・スパゲッティ、生めん、パン、ジャム、はちみつ、調味料・香辛料、みそ、レトルト食品、即席ラーメン、総菜、弁当（作り置きのもの）、豆腐、納豆

・飲料・酒全般：清酒、みりん、ビール、発泡酒、ウイスキー類、果実酒類、合成清酒、焼酎、スピリッツ、リキュール、緑茶（茶葉）、紅茶（茶葉）、ウーロン茶（茶葉）、コーヒー（豆または挽いたもの）、炭酸飲料、果実飲料、緑茶飲料、紅茶飲料、ウーロン茶飲料、コーヒー飲料、麦茶飲料、豆乳、ミネラルウォーター、スポーツドリンク

・たばこ全般

注) 屋台や移動販売でその場で調理して提供されるものは**b. 飲食費**に分類。宿泊料金に含まれている飲食費は**a. 宿泊料金**に計上。

e3. カメラ・ビデオカメラ・時計

カメラ、デジタルカメラ、DVD-ビデオ、ビデオカメラ、カメラ関連の部品（フィルタ、フード、三脚、雲台、セルフタイマ、距離計、露出計、シャッター、ボディなど）、望遠鏡、双眼鏡、顕微鏡、拡大鏡、カメラ用レンズ、光学レンズ、その他の光学機械の部分、腕時計、置時計、ストップウォッチ、タイマー時計、時計の部品

e4. 電気製品

炊飯器、ジャーポット、電子レンジ、電気冷蔵庫、食器洗い乾燥機、電磁調理器、エアコン、扇風機、換気扇、電気温水器、除湿器、加湿器、空気清浄機、電気アイロン、電気掃除機、電気洗濯機（洗濯乾燥機を含む）、洗濯物乾燥機、電気温水洗浄便座、電気かみそり、電気ストーブ、電気カーペット、電気マッサージ器具、電球、ランプ、白熱電灯、蛍光灯、携帯電灯、懐中電灯、乾電池、蓄電池、ステレオセット、デジタルオーディオディスクプレイヤー、補聴器、スピーカ、マイクロホン、イヤホン、テレビ受信機、ラジオ受信機、電話機、ファクシミリ、携帯電話機、PHS、カーナビゲーションシステム、デスクトップパソコン、ノートパソコン、サーバ用パソコン、外部記憶装置、プリンタ、電気製品の部品

e5. 化粧品・香水

香水、オーデコロン、頭髪用化粧品（シャンプー、ヘヤーリンス、養毛剤、整髪料など）、皮膚用化粧品（クリーム、乳液、化粧水、パックなど）、仕上用化粧品（ファンデーション、おしろい、口紅、ほほ紅、アイメイクアップなど）、日やけ止め、ひげそり用化粧品、歯磨剤

注）歯ブラシ、化粧用ブラシは e11. その他買物代に分類。

e6. 医薬品・健康グッズ・トイレタリー

医薬品製品（風邪薬、胃腸薬、湿布薬、目薬など）、医薬部外品（清涼剤、腋臭防止剤、洗眼薬、防虫剤、殺そ剤、外用消毒剤、軟膏剤、ビタミン剤などサプリメント）、磁気ネックレス、マッサージ用具（電気製品でないもの）、美顔用具（電気製品でないもの）、石けん・合成洗剤、界面活性剤、柔軟仕上げ剤、医療用ガーゼ、包帯、脱脂綿、ばんそうこう、綿棒、紙タオル、紙ナプキン、紙おむつ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレトペーパーなどの紙製衛生用品

e7. 和服（着物）・民芸品

・和服（着物）、帯、浴衣、足袋類などの和装製品

・日本の地域独自の手工芸品に該当する以下製品：織物、染色品、陶磁器、漆器、ガラス容器、木工品、竹工品、金工品、仏壇、仏具、和紙、文具（筆、墨、硯、そろばん）、石工品、人形、郷土玩具、扇子、団扇、和傘、提灯、和楽器、神祇調度、慶弔用品、工芸用具、工芸材料、アクセサリ（首飾り、腕輪、指輪、イヤリング、ブローチ、カフスボタン、タイピン）など

e8. 服（和服以外）・かばん・靴

衣服、スポーツ用衣服、下着・寝着類、帽子、毛皮製衣服、ネクタイ、スカーフ、ハンカチーフ、手袋、ベルト、腕時計用革バンド、かばん、ハンドバッグ、リュック、ランドセル、財布、靴・履物、スポーツ用靴（登山靴、スケート靴、ゴルフ靴など）、スリッパ、サンダル

注）和服や着物など民芸品に相当するものは e7. 和服（着物）・民芸品に分類。

e9. マンガ・アニメ・キャラクター関連商品

マンガ・アニメ・キャラクター関連の以下製品：がん具（おもちゃ、テレビゲーム、人形、ぬいぐるみ、フィギュアなど）、アクセサリ、文房具、ポスター、カレンダーなど

e10. 書籍・絵葉書・CD・DVD

新聞、書籍、マンガ、雑誌、定期刊行物、その他の出版、絵葉書、CD、DVD、レコード、テープ、ゲームソフト（CD、DVD、カセット）、コンピュータソフト（CD、DVDなど）

注）マンガ・アニメ・キャラクター関連商品に相当するものは e9. マンガ・アニメ・キャラクターに分類。

e11. その他買物代

花、寝具、じゅうたん・カーペット、タオル、カーテン、クッション、家具、文房具、箸（はし）、台所用品（包丁、まな板など）、食器、宝石・貴金属・アクセサリ、乗用車・二輪自動車・自転車とその部品、磁気テープ・ディスク（録音・録画用）、がん具（おもちゃ）、楽器、歯ブラシ、化粧用ブラシ、清掃用品（ほうき、はたき、モップ）、洋傘、マッチ、たばこ用ライター、模型（地球儀、食品模型）、魔法瓶、線香類、眼鏡、眼鏡わく、眼鏡レンズ、コンタクトレンズなど

注) 日本人形や和傘など民芸品に相当するものは **e7. 和服（着物）・民芸品**、文房具やがん具（おもちゃ）などでマンガ・アニメ・キャラクター関連商品に該当するものは **e9. マンガ・アニメ・キャラクター関連商品** に分類。

f. その他

銀行やATMの手数料、両替手数料、保険料、郵便、宅配便の利用料金、公衆電話、携帯電話などの通話料金、学校、専門学校などの授業料、医療費、託児サービス・介護サービスの利用料、クリーニング、コインランドリー、理容店、美容院、銭湯・温泉浴場、エステティックサロン、ネイルサロン、手荷物預かり所、写真現像、その他

注) 現地ツアー料金に含まれる保険料は **d1. 現地ツアー・観光ガイド** に計上。電話機本体の購入額は **e4. 電気製品** に分類。d1 から d5 までに該当しない娯楽サービス費は **d6. その他娯楽サービス費**、e1 から e10 までに該当しない買物代は **e11. その他買物代** に分類。

訪日外国人の消費動向
平成 28 年 年次報告書

発 行 平成 29 年 3 月

編 集 国土交通省観光庁
観光戦略課調査室

〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2 丁目 1 番 3 号

電話 代表 03 (5253) 8111

内線 27216、27204

直通 03 (5253) 8325

URL <http://www.mlit.go.jp/kankocho/>